



消費税の実態調査(補遺) 追加集計と検討

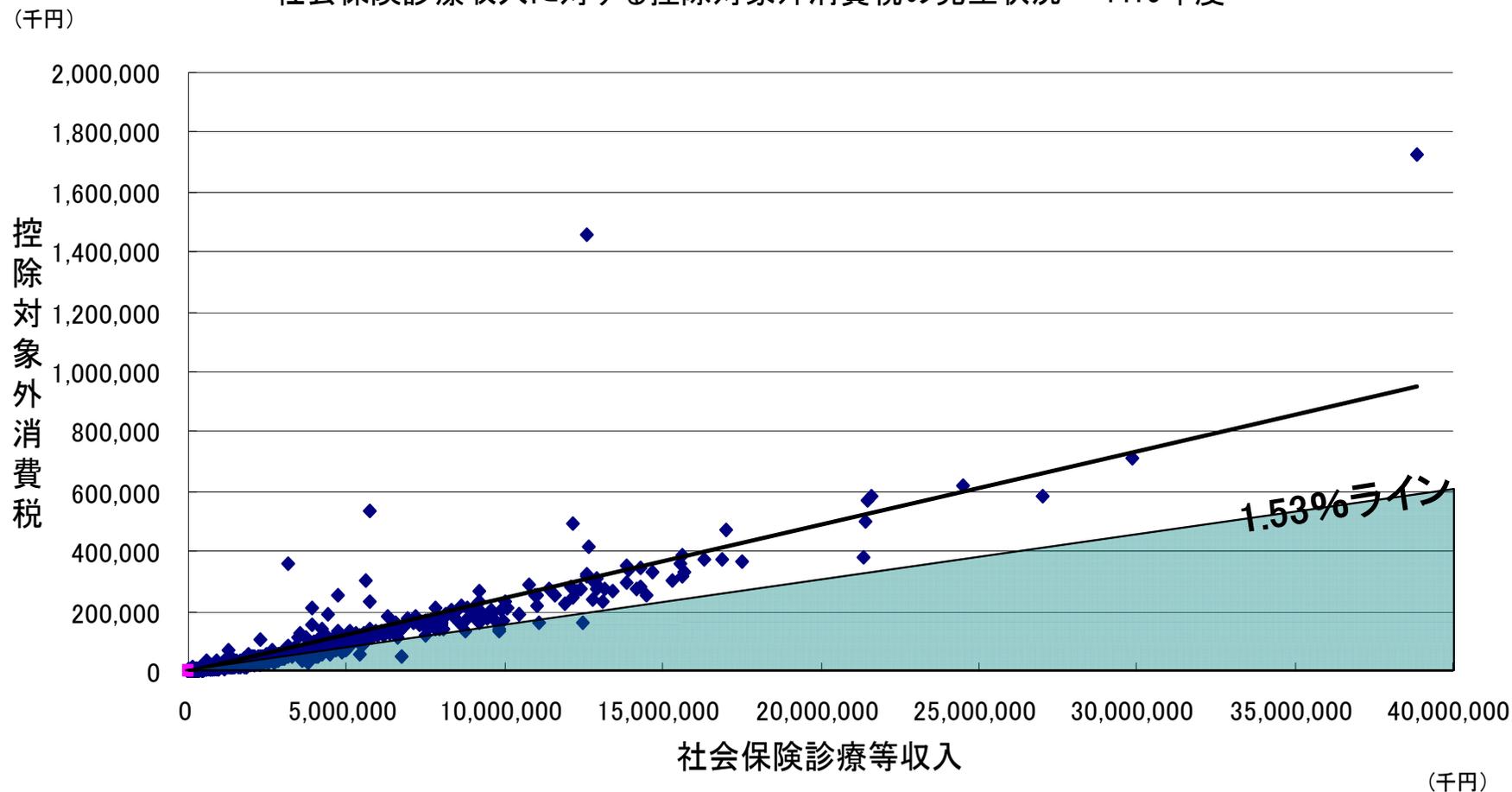
平成24年8月30日

日本医師会



多くの医療機関で、補填された1.53%を超える控除対象外消費税が発生している。これについて、第2回分科会において、1.53%以内の客体和1.53%を超える客体の数について照会があった。

社会保険診療収入に対する控除対象外消費税の発生状況 H19年度



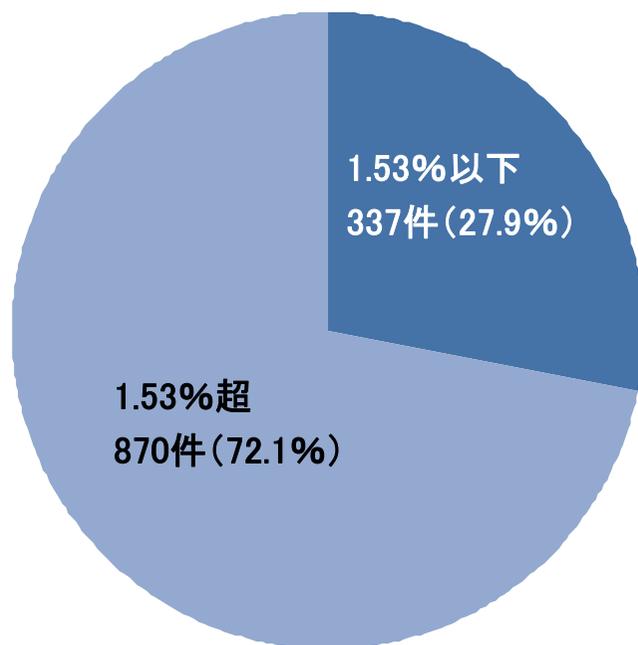
第2回提出資料「消費税の実態調査」より



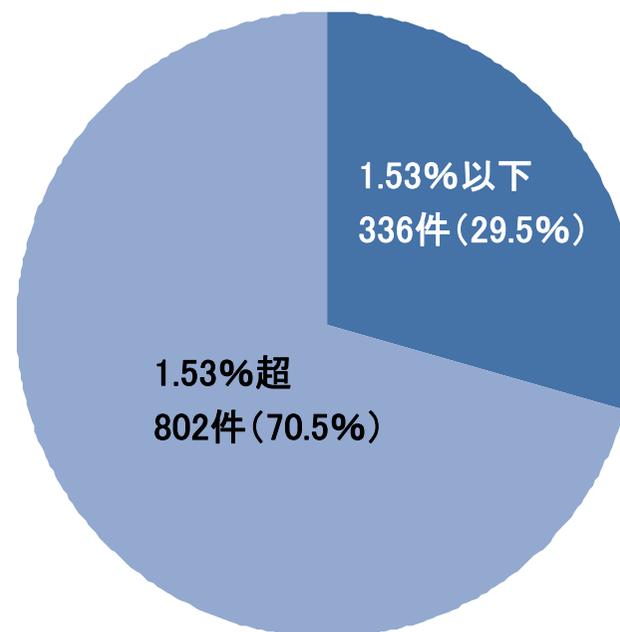
控除対象外消費税の負担割合^(注)が1.53%以下の医療機関は、有効回答の3割弱であった。ただし、この数字の取扱いには十分な注意が必要である。

控除対象外消費税の社会保険診療等収益に対する負担割合

平成18年度 (n=1207)



平成19年度 (n=1138)



(注) 社会保険診療等収益を分母とし、控除対象外消費税を分子とした割合。

日本医師会 日医総研「消費税の実態調査」より追加集計

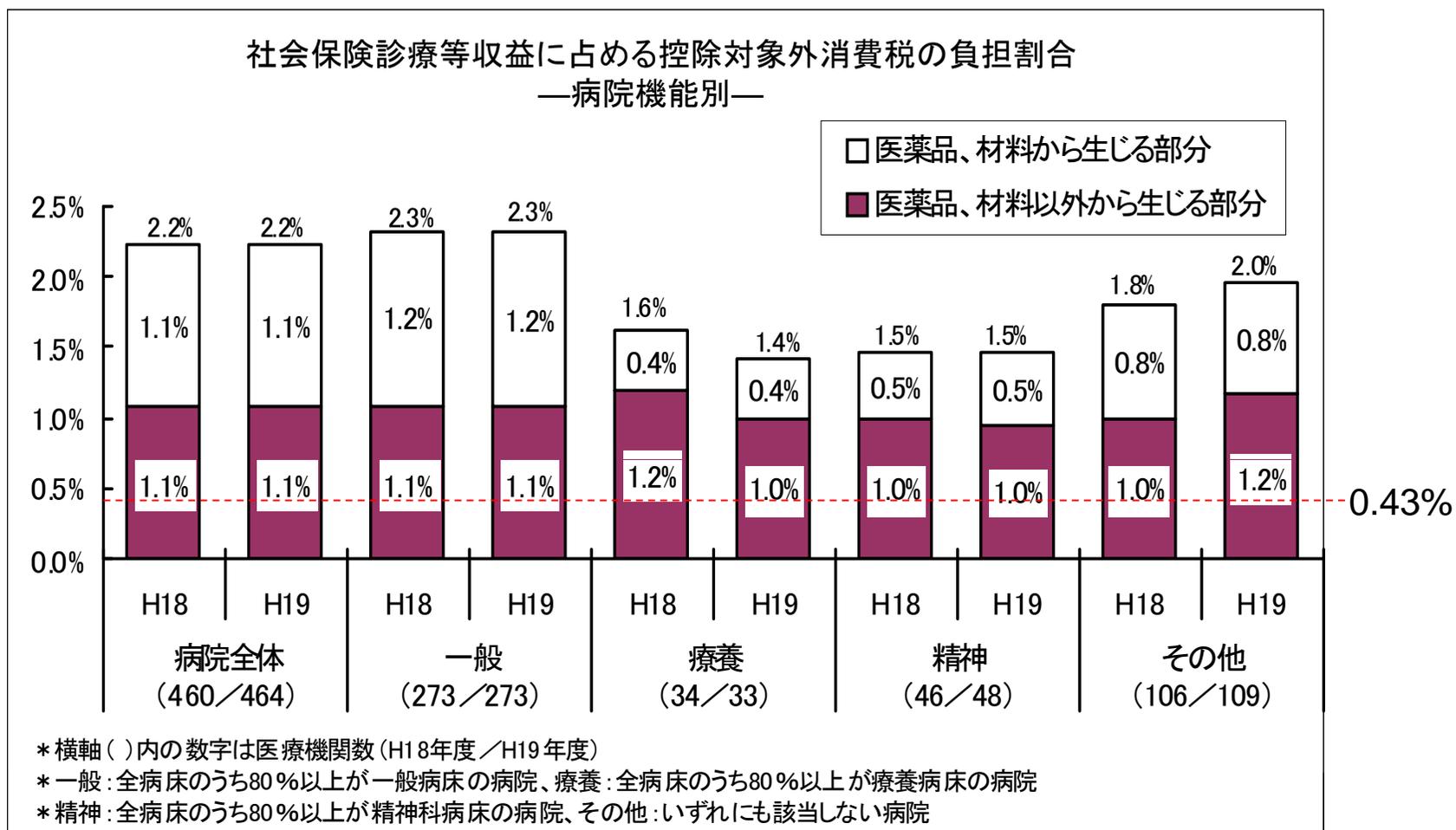
注意を要するポイント

1. 平成元年、9年当時に補填された1.53%（薬価等含む合計）、あるいは0.43%（診療報酬本体）は、医科・歯科・調剤トータルの上乗せ改定率であり、現状、医科・歯科・調剤別の上乗せ率は不明^(注)である。
2. 日本医師会の調査結果は医科だけを対象としており、1.53%あるいは0.43%との単純な比較には、課題がある。しかし、医科単独の上乗せ率が不明であることから、やむを得ず1.53%あるいは0.43%を比較対象とした。
3. 薬価および特定保険医療材料については、使用量に応じてフルに補填される仕組みになっている。したがって、各医療機関の医薬品費等に係る消費税負担と、1.1%（医薬品等に対するマクロの上乗せ率）を比較しても、補填の過不足の検証には、直接寄与しない。

(注) 本分科会第2回資料「税-2-1」4ページ参照



補填(仕入に係る消費税の転嫁)の過不足を検証するにあたっては、1.53%を基準に検討するよりも、診療報酬本体に補填された0.43%を1つの基準として、控除対象外消費税のうち医薬品・材料以外の支出項目から生じる部分(■)の実態と、比較検討する方が有用である。

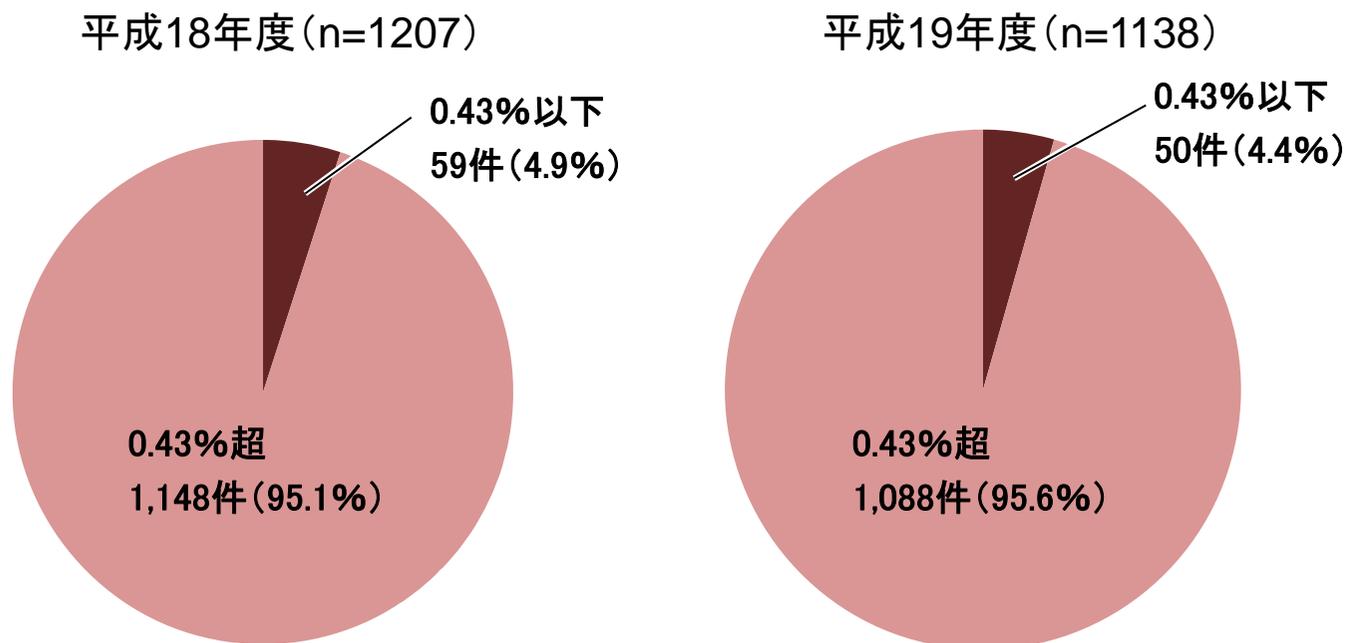


第2回提出資料「消費税の実態調査」より



控除対象外消費税のうち医薬品・材料以外から生じる部分の負担割合^(注)が0.43%以下の医療機関は、有効回答の5%弱であった。

医薬品・材料以外から生ずる控除対象外消費税の社会保険診療等収益に対する負担割合



日本医師会 日医総研「消費税の実態調査」より追加集計

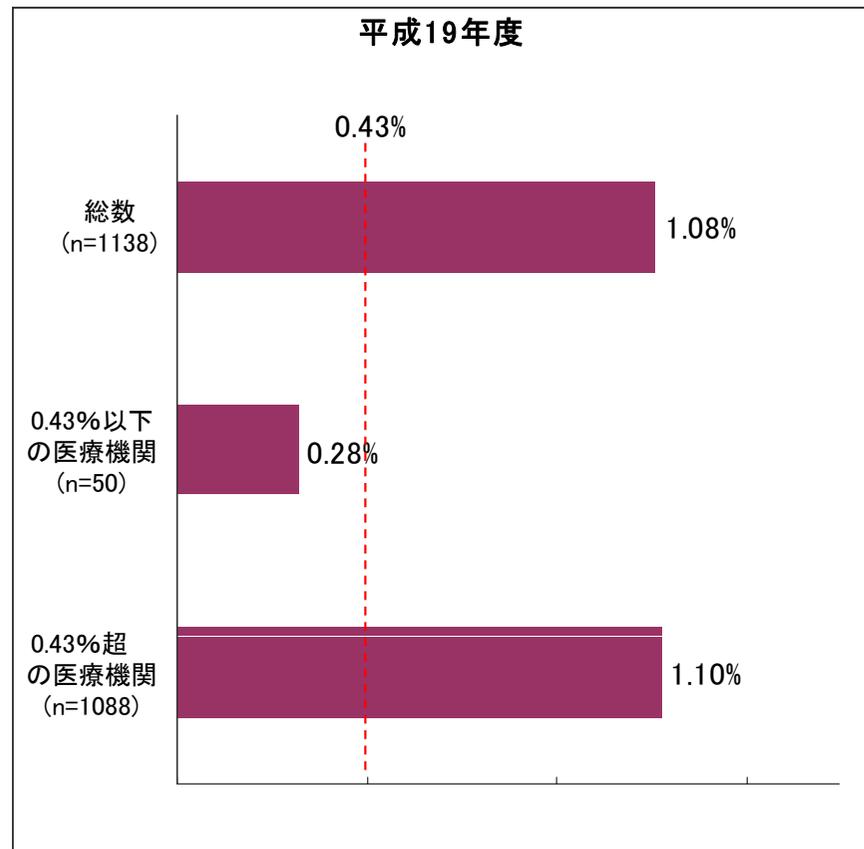
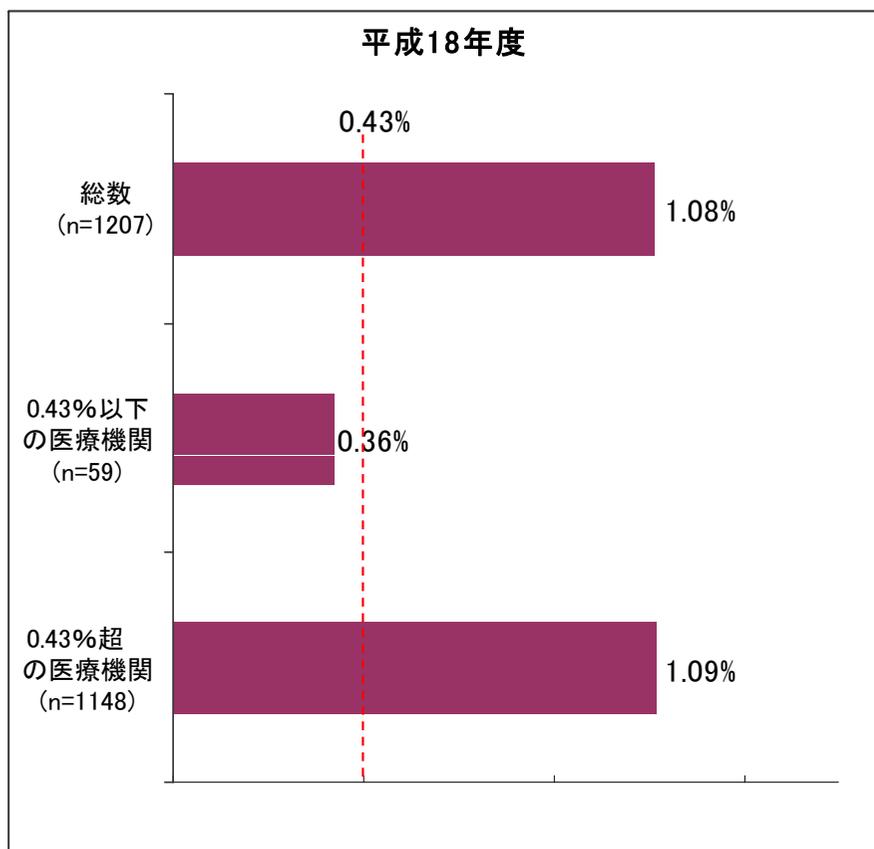
これら「0.43%以下」の医療機関について、仮に、0.43%の財源が、医療機関に等しく補填され、かつ、満額現存するとすれば、補填が多すぎたことになる。しかし、0.43%の財源は数十項目にしか配分されておらず、その後の改定を経て、どこにどのように現存するのか依然として不明である。したがって、これら「0.43%以下」の医療機関が直ちに補填超過であるということは出来ない。

(注) 社会保険診療等収益を分母とし、控除対象外消費税のうち医薬品・材料以外から生じる部分を分子とした割合。



仮に「0.43%以下」の医療機関が補填超過となっているとしても、その超過額は、「0.43%超」の医療機関の不足額に比べて、極めて小さい。

医薬品・材料以外から生ずる控除対象外消費税の社会保険診療等収益に対する負担割合

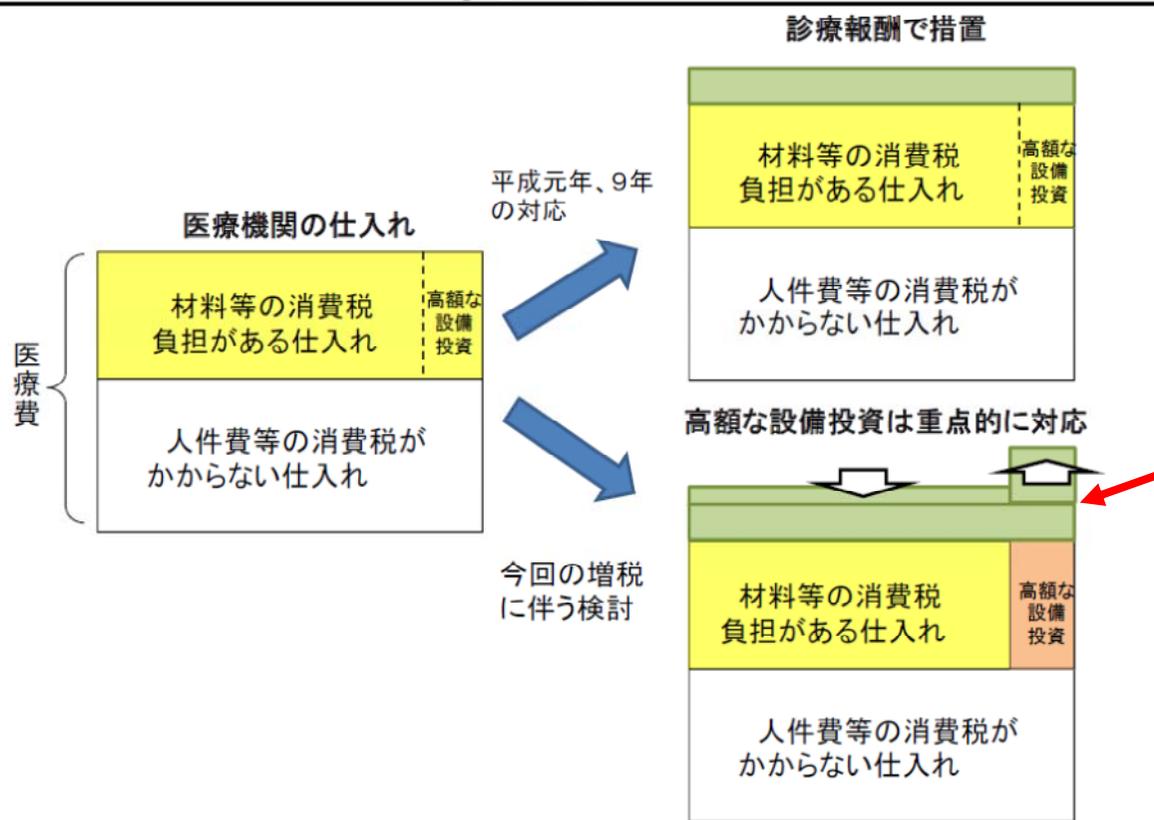


日本医師会 日医総研「消費税の実態調査」より追加集計



高額投資の消費税に対する手当てを含む診療報酬等における対応を検討するにあたっては、財政中立的な問題解決はとても不可能であり、新たな財源の裏付けが不可欠である。

対応のイメージ



新たな財源による底上げが必要。

(出典)本分科会第2回資料「税-2-1」3ページ



新たな財源の負担について

新たに必要となる財源は、消費税の増税に関連して必要となるものであり、社会保険医療が非課税とされている現状において、患者及び保険者・被保険者に追加的負担を求めることは、できないと思われる。

当該新たな財源は、公費(税)に求めざるを得ない。